平成２１年（フ）第４０６号
岐阜県各務原市蘇原東栄町２丁目３番地１
ワールドマンション701
債務者　岡本　和久
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１３６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町房島2373番地１
債務者　髙味　ノブ
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１６３号
岐阜県大垣市新長沢町１丁目25番地６
債務者　神田　勝広
1　決定年月日時　平成21年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第１８９号
兵庫県伊丹市昆陽池２丁目157番地
債務者　柏原　幸生
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４８号
兵庫県川西市美園町７番７号
債務者　石戸　　健
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５１号
兵庫県宝塚市清荒神１丁目８番10―204号
債務者　小川　純司
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５２号
兵庫県宝塚市清荒神１丁目８番10―204号
債務者　小川　邦与
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２６２号
兵庫県川西市久代２丁目８番３号
債務者　津田　治子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５４４号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目38番地リバーサイド東夢前台301
債務者　青田　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２１８号
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地194
債務者　中原　俊夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２１号
鳥取県八頭郡八頭町見槻中187番地20
債務者　上田　裕恵
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２７号
鳥取県鳥取市卯垣４丁目435番地２、旧住所
鳥取県鳥取市国府町分上２丁目268番地
債務者　岡本　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２８号
鳥取県鳥取市弥生町244番地　２階
債務者　岡本　香織
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２９号
鳥取県鳥取市賀露町南２丁目２番６―36号
債務者　山根　哲久
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３１号
鳥取県鳥取市国安949番地４
債務者　竹内　律子（旧姓澤口）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０４４号
広島市中区鶴見町13番18号
債務者　池上　武志
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０７９号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―205号
債務者　西村しのぶ（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１５３号
広島市南区上東雲町22番28―206号
債務者　森　　慶造
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部